

東京圏
からの

人材確保をお手伝い！

御利用は
無料

今すぐアクセス！→



山形県 移住・就業支援

マッチングサイト 開設



Uターン求人情報を募集中！

移住・就業者の動き

マッチングサイトの
掲載求人に応募・就職



東京圏から
山形県内
市町村へ移住



県と市町村で
移住支援金
最大100万円
を移住者に支給

↑ 移住・就業3か月後、移住先市町村に申請

👉 民間求人サイトともデータ連携し
東京圏に広く情報発信！ (今後予定)

※ 要件など、事業の概要は裏面を御覧ください
※ 本事業は求人情報を掲載する事業であり、
職業紹介事業は行いません。

● お気軽にお問い合わせください

山形県 市町村課 地域活力創造室
TEL 023-630-2234

応募方法は県のHPを御覧ください。
<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kikakushinko/020024/chiki/matchingsite.html>

《求人情報の申請先》
(公財)山形県企業振興公社 経営支援部
TEL 023-647-0664 iju1@ynet.or.jp



マッチングサイトの概要



移住支援金の支給対象求人掲載するため、県が設置するサイトです。
東京圏から移住し、このサイトに掲載された、県内中小企業等が行う求人に応募・就業した方に対して最大100万円の移住支援金が市町村を窓口で支給されます。
東京圏からの人材確保に資するこのマッチングサイトにぜひ多くの求人を掲載してください！

1 概要

・移住支援金の支給対象求人掲載するため、県が設置するサイト。

◆ 移住支援金とは？

東京一極集中の是正及び本県の担い手不足対策のため、東京圏から本県へ移住し就業した方の経済的負担を軽減する「移住支援金（最大100万円）」を支給する事業です。

1 金額：最大100万円（世帯の場合。単身の場合60万円）

2 対象者：平成31年4月以降本県へ移住し就業した方で、以下の①②をともに満たす方

① 移住直前に連続して5年以上、東京23区に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）に在住し東京23区に通勤していた方

② 県が設置するマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する、県内中小企業等の求人に応募^{※1}し就業^{※2}した方 等

※1 応募時点でマッチングサイトに掲載されている必要があります。

※2 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人ではないことが必要です。

2 掲載対象となる求人

次の①②の要件をともに満たす必要があります。

① 以下のすべてを満たす法人（県内中小企業等）であること。

- ・人手不足となっている製造業や農林漁業、輸送・建設・介護等の産業分野を中心に、若者をはじめとする高度人材を主なターゲットとして山形県外からのUターン求人を積極的に行う法人であること。
- ・官公庁等でないこと。
- ・資本金10億円以上の法人でないこと。
- ・みなし大企業^{※1}でないこと。
- ・本店所在地が東京圏以外の地域、又は条件不利地域^{※2}にある企業であること。
- ・雇用保険の適用事業主であること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

※1

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

※2 次の①～⑤のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村のうち、政令市を除いた市町村を「条件不利地域」とする。

①過疎地域自立促進特別措置法（一部過疎を含む）、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤小笠原諸島振興開発特別措置法

② 週20時間以上の無期雇用の求人[※]であること。

※ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

3 申請方法

・（公財）山形県企業振興公社 経営支援部にメールで申請。

- ・申請方法等詳細は、県のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kikakushinko/020024/chiiki/matchingsite.html>